

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

五ヶ瀬町廃校舎を活用した共生のまちづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

五ヶ瀬町

### 3 地域再生計画の区域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 五ヶ瀬町の現状

本町は、九州のほぼ中央、宮崎県の北西部に位置し、北部から西部は熊本県に接している。南西部から南部、南東部にかけては標高 1,200m から 1,600m 級の山々が連なる一方で、北西部には阿蘇の山々を展望できるなだらかな丘陵地帯が広がる。面積は 171.77 k m<sup>2</sup> で、全般的に地形は急峻で約 88% を森林が占めている。

気候については、平均標高が 620m と高いため、年間平均気温は 13.0℃ と冷涼であるが、夏期の最高気温は 33℃ を超える一方、冬期の最低気温はマイナス 10℃ にも及び気温の年間差が大きい。特に冬期における低温や積雪、さらには 10 月初旬から 4 月下旬にかけての降霜など、温暖な宮崎県にあって特異な気象条件下にある。

人口は、昭和 33 年の 9,466 人をピークに減少が続いている。平成 17 年の国勢調査人口は 4,812 人であり、昭和 35 年の国勢調査人口の 9,321 人から 47 年間で 48.4% 減少している。65 歳以上の高齢者は、平成 19 年 12 月 1 日現在で住民基本台帳人口 4,846 人のうち、1,598 人であり、高齢化率は 33.0% に達している。

主要な産業は農林業で、農業は稲作を中心に、茶、高冷地野菜、花卉栽培と畜産を組み合わせた複合経営がなされており、近年、ぶどうの栽培も拡大してきている。林業は特用林産物の椎茸栽培が中心である。

本町の行政基本方針は、地域発展の原動力である農林業を中心とした各産業の振興を図り、住民所得の向上や就業機会の拡大を促進するとともに、社会生活環境の整備を推進するなど、若者に魅力的なそして高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指している。これまでにスキー場やワイナリー、総合スポーツ施設の G パークなど、都市との交流の核となる施設の整備もすすみ、地域の産業との連携もできてきているところである。

## 4-2 五ヶ瀬町の課題と価値

### (1) 課題

本町の人口は減少を続けており、併せて高齢化も進んでいる。特に後期高齢化率は、平成19年12月1日の住民基本台帳上では19.5%と、高齢者の6割に上っている。少子化も進行しており、年間の出生数も年々減少を続け、平成18年度の出生数は27人と、ここ数年では最低数となっている。

また、本町では、高齢者の単身世帯が増加してきているが、急峻な土地が多く、公共交通機関や福祉施設も脆弱なため、高齢者の移動や自立生活が難しくなっており、その対応の必要に迫られている。

このほか、本町は、養護老人ホーム及び要介護認定を受けていない虚弱・要援護高齢者の住まいが整備されておらず、今後も増加すると見込まれる高齢者の住宅需要について、何らかの対応策を講じることが喫緊の課題となっている。

同時に、障がい者が必要とするサービスも不足しており、通所サービスについては近隣自治体の事業所を、施設サービスについては県内外の遠方の施設を利用している。このため、障がいのある住民が、やむを得ず住み慣れた地域や家族と遠く離れた生活を余儀なくされており、この受け皿を整備することも、当町の地域福祉を推進する上で必要不可欠である。

本計画の予定地域は住民の結びつきの強い地域であり、従来からさまざまな自主活動が行われ、地域コミュニティの積極的な形成が図られてきた。また、グリーンツーリズム事業に伴う「夕日の里づくり」を通し、特に福岡市圏域の都市との交流も定着し、年間を通して多くの方々の来訪を得ている。しかしながら、地域コミュニティ活動の核となる施設を所有していないため活動の展開が不安定であり、地域コミュニティの育成に限界が生じている。これらの活動を安定的に推進するため、核となる施設整備の必要性が増している。

一方、過疎化の進行による子どもの減少により、小学校の統廃合が行われ、平成15年には町内の桑野内小学校が閉校した。桑野内小学校の校舎は、木材がふんだんに使用され、暖炉も備わった個性的で温もりのある建物であり、大きな利用価値を有している。そのため、高齢化・過疎化が進行した当地域のコミュニティ再生と地域交流の拠点施設としての活用を図る。

### (2) 地域の価値

旧校舎が位置する地域（第8行政区）の人口は、平成19年12月1日現在144人、高齢化率は50.0%に達し、五ヶ瀬町で最も高齢化が進んでいる地域であり、いわゆる「限界集落」とよばれる地域でもある。

しかしながら、当地域住民の地域活性化に対する意識は非常に高く、旧桑野内小学校校舎、体育館等の施設を有効活用し、少しずつ希薄化してきている地域コミュニティの再生及び活性化のための拠点施設を整備することに対して、強い意欲をみせている。今年度は、公民館長を中心とした地

域全体で『限界集落』とは呼ばせない。『元気集落』づくり」に取り組んでいる。また、不定期開催の地域住民の集い「何でんいっちゃんが、来てみらんの」や、毎週土曜日夜間開催の「メタボ予防歩こう会」などの企画・実行を通して、20代の青年から90代のお年寄りまでの多くの地域住民がふれあいを生み、地域を良くするためのボランティア活動や集落再編などについて発展的な意見交換や議論を活発に行っている。

また、当地域を含む桑野内地域一帯は、地域間交流に力を入れている地域でもあり、五ヶ瀬町における、農家民泊などのグリーンツーリズムの中核地域となっている。五ヶ瀬町産ぶどう100%のワインを製造しているワイナリーが立地しているのも桑野内地域である。さらに、当地域から展望できる雄大な阿蘇連山とそこに沈む夕日の美しさから「夕日の里」と呼ばれ、地域主体により夕日の里づくりが推進されている。また、当地域にはコミュニティバスが運行しており、近隣地域の住民が集いやすい、利便性の高い地域である。

このように、地域コミュニティの再生と地域活性化に取り組む地域全体の共通認識の高さ、現在取り組まれている各方面の地域づくり、絶景や交通の便などの立地条件を踏まえれば、共生型のサービス基盤整備とともに、五ヶ瀬町における地域交流の拠点施設として、旧校舎を整備・活用することが有効である。また、本町が進めるグリーンツーリズム事業においても拠点施設として十分な役割を果たすことが推察され、農村活性化プロジェクト支援交付金事業との一体的な展開により、地域活性化の推進に大きく寄与すると期待される。

#### 4-3 本計画により実施する取り組みの目標（ビジョン）

本町の課題から、五ヶ瀬町において不足している福祉サービスを包括的に提供し、かつ、障がいの有無、年齢等に関わらず人間としての尊厳を尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる複合的な共生型の地域福祉の拠点として、廃校舎を有効活用した基盤整備を行う。これにより、地域に根ざした運営と、住民・民間・行政が協働して地域づくりの実現を目指し、住み慣れたまちで安全・安心に暮らし続けられるよう住民の居場所としてのソフト・ハード両面での環境整備を図る。

（目標）

##### 1 福祉サービスの充実

- ① 他市町村の施設への遠方入所と本町既設介護施設入所待機者の2割解消。
- ② 既設のデイサービスとの平行利用による、現行デイサービス利用者数対比3割増加。

## 2 人口減少率の改善

年平均 1.7%の人口減少率（H13～H18）を、平成 22 年度においては 0.9%に改善する。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

廃校となった学校施設を社会資源として有効活用する。

平成 15 年度に閉校となった桑野内小学校を、デイサービス事業、高齢者生活支援ハウス、地域活動支援センター等への用途変更を行うことにより、本町に不足している福祉サービスの充実と、地域交流の促進をすすめ、高齢化・過疎化が進行した当地域の地域コミュニティの再生を図るものである。

地域住民、民間事業者、行政が協働して、当該施設の用途変更の計画及び経営計画の策定を行うことで、当施設が高齢者や障がい者等の社会的弱者と言われる方々にとっても利用しやすい機能性を備え、信頼とふれあい豊かな社会的関係の場として地域全体のローカル・アイデンティティの確立を目指す。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 支援措置により取組む事業

##### (1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（C0401）

###### ① 支援措置を受けようとする者

五ヶ瀬町

###### ② 内容

旧桑野内小学校の施設を転用する場合、過去に校舎・屋体建設やプール建設に充てた義務教育施設整備事業債の残高について、一括繰上償還が必要となる。

旧桑野内小学校に係る地方債残高は、平成 19 年度当初において、2 件、約 3, 150 万円（元利合計）となっているが、地域再生計画に位置付け、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還が不要とされ、従前の償還計画のとおり償還することが可能となることから、この支援措置を活用しようとするものである。

なお、公立学校施設整備費補助金及び学校給食施設整備費補助金を活用し整備した校舎・プールについては、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認について」（平成19年3月28日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づき転用申請を行うものである。

③ 繰上償還を不用とする地方債の資金区分と残高

1) 借入資金名 借入先 借入対象施設名 借入金額 借入年月日 償還方法 償還期限 未償還残高	年金資金 資金運用部 桑野内小学校 小学校建物 72,100,000 円 昭和61年5月16日 3年据置、25ヶ年半年賦元利金等償還、年利率6.05% 平成23年3月25日 23,884,592 円（平成19年度当初時点）
2) 借入資金名 借入先 借入対象施設名 借入金額 借入年月日 償還方法 償還期限 未償還残高	年金資金 資金運用部 桑野内小学校 小学校プール 26,700,000 円 平成2年4月26日 3年据置、20ヶ年半年賦元利金等償還、年利率6.20% 平成22年3月25日 7,689,576 円（平成19年度当初時点）
合計 2件	31,574,168 円（元利合計）

(2) 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（C0402）

① 支援措置を受けようとする者

五ヶ瀬町

② 内容

現在の旧桑野内小学校校舎を、地域の福祉サービスの拠点として再生するためには、大規模な改修が必要となる。

そこで、地域活性化のための喫緊の政策課題（高齢化対策、地域資源活用促進）の実現を図るための施設へ転用するものとして、地域再生計画に位置付け、支援措置を活用しようとするものである。

なお、介護報酬事業においては介護サービス事業債の活用を予定している。

### ③ リニューアル事業の概要

対象事業費	80,908 千円
改修事業の内容	① 高齢者支援ハウスの整備 ② 地域活動支援ハウスの整備 ③ 地域住民開放スペースの整備 ④ バリアフリー化
実施期間	平成 20 年度中

### ④ 添付資料

- (ア) 対象施設の現状（現況校舎配置図、平面図、写真）
- (イ) 転用後の施設の目的（「五ヶ瀬町廃校舎を活用した共生のまちづくり計画事業概要」）
- (ウ) 対象事業費（リニューアル事業対象事業費）
- (エ) 施設の見取り図（「事業概要」添付 計画平面図）

## 5-3-2 支援措置以外の施策の活用

### ① 介護報酬事業

C0402 のリニューアル債の措置による事業に加え、介護サービス事業債を活用した介護報酬事業を実施する。

#### 介護報酬事業の概要

対象事業費	10,000 千円
改修事業の内容	デイサービスセンターの整備
実施期間	平成 20 年度中

### ② 農村活性化プロジェクト支援交付金事業

関連事業として、本申請の校舎付帯施設である体育館の改築を行い、グリーンツーリズム事業及び都市との交流事業に活用するとともに、民具の展示資料館としての役割を持たせる。また、近隣の廃止保育園を郷土料理提供施設に改築し、既に交流事業の中で開発・定着した「四季の御膳」の安定的な提供を進めるとともに、農村民泊との連携を図り、本申請事業施設と一体的に活用することにより、地域活力の増進と活性化の取組みを推し進める。

**6 計画期間**

認定の日から平成23年3月末まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

目標の達成状況は、町が調査を行い、事務事業評価の1事業として評価を行い、結果を公表する。

**8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

特になし